

(目黒区社会福祉協議会)

1 成年後見人等の紹介

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見人受任候補者名簿登録者数	81人	82人	75人	75人
後見人等の紹介件数 (うち団体等の紹介数)	36件 (1)	39件 (0)	41件 (0)	29件 (0)
後見人等以外の紹介件数 (相続、財産管理等)	6件	4件	10件	10件

2 法人後見事業の推進**(1)法定後見人の受任状況(カッコ内は法人後見監督人受任件数)**

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
継続	8(8)件	4(8)件	6(6)件	6(6)件
新規	2(3)件	4(1)件	2(0)件	3(2)件
終了	6(3)件	2(3)件	2(0)件	4(1)件
計	4(8)件	6(6)件	6(6)件	5(7)件
受任件数累計	42(20)件	46(21)件	48(21)件	51(23)件

(2)任意後見人の受任状況

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
継続	1件	1件	1件	1件
新規	0件	0件	0件	0件
計	1件	1件	1件	1件

3 成年後見制度の利用に関する相談**(1)専門相談実績**

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談人数	77人	74人	70人	72人
相談件数	87件	84件	80件	78件

※相談件数：1人の相談者が複数件相談した場合は延件数を掲載

(2)一般相談実績(専門相談の受付分を含む)

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
成年後見制度(法定・任意)	511件	574件	740件	759件
遺言作成	20件	35件	49件	29件
財産相続	14件	12件	20件	33件
権利侵害	1件	2件	5件	7件
法人後見(後見業務における相談含む)	377件	341件	279件	290件
見守り・財産管理委任契約等	9件	7件	4件	6件

4 市民後見人等候補者養成

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養成講座受講者	10人	9人	—	10人
養成講座修了者	8人	9人	—	9人
市民後見人候補者数	45人	50人	49人	58人

※令和5年度は、受講生の新規募集は行わず、市民後見人名簿登録者を対象に、市民後見人として必要となる制度の知識等を再確認し、適切に後見活動ができるよう実施した。

(目黒区)

1 区長申立て件数

内訳	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
後見	20件	25件	21件	14件
保佐	3件	3件	4件	1件
補助	0件	0件	0件	0件
計	23件	28件	25件	15件

(目黒区社会福祉協議会)

めぐろ成年後見ネットワーク主催講演会の開催状況

	開催日	テーマ	講師	参加者数
令和6年度	10月8日	地域共生社会における生き方～いくつになっても自分らしく～	医師 清水 恵一郎氏 弁護士 鹿野 真美氏 目黒区健康福祉部健康福祉 計画課長 大塚 浩司氏	9人
	1月29日	後見人やってみた。～体験談から学ぶ成年後見制度～	司法書士 脇井 佐和子氏 市民後見人 田島 久江氏	24人
令和7年度	7月3日	何が違う？法定後見と任意後見	司法書士 清原 正承	29人

センター主催講演会、エンディングサポート事業の開催状況

	開催日	テーマ	講師	参加者数
令和6年度	12月10日	どうする？相続・遺言、任意後見	弁護士 神崎 美穂氏	31人
	2月1日	最後はみんなおひとりさま「まさか」に備えておきたいこと	司法書士 太田垣 章子氏	84人
	2月20日 25日 26日	エンディングサポート相談会	弁護士 曽我 裕介氏 弁護士 鹿野 真美氏 司法書士 櫻井 かおり氏	9人

市民後見人養成講習

	期間・科目数等	受講者数	修了者数
令和6年度	11月～2月実施 座学9日間 14科目 実習2回	10人	9人

市民後見人養成講習(フォローアップ)

	開催日	テーマ	講師	参加者数
令和7年度	9月10日	成年後見人の役割と倫理	司法書士 中野 裕史氏	19人
	10月2日	権利擁護における意思決定支援	司法書士 清原 正承氏	23人

4 中核機関の位置付け等について（1／5）－中核機関にまつわる動向－

現状・課題①

◆中核機関の整備の現状とその課題への対応

「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年3月25日閣議決定。以下「第二期計画」という。）では、国に「成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する」ことを求めており、中核機関の位置付け等について検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。

これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり（令和6年4月1日現在）、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村（約9%）についてはいまだ整備予定が未定となっている。

また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報の取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。

◆成年後見制度の見直しを踏まえた対応

第二期計画では、成年後見制度について「他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき」等と指摘しており、この内容等を踏まえ、令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われ、本年6月に「民法（成年後見等関係）等の改正に関する中間試案」が取りまとめられた。

同中間試案では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、[本人の保護の状況その他必要な事項につき]意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

4 中核機関の位置付け等について（2／5）一関連する政府方針等一

現状・課題②

○ 第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書(令和7年3月)

本年3月、成年後見制度利用促進専門家会議において「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」が取りまとめられた。

同報告書では、「成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある」旨の指摘がされている。

○ 「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ(令和7年5月)

本年5月、『「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめ』において、以下の事項について法令上の規定の整備を検討すべきである旨の取りまとめがされた。

- 市町村は、①権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う業務、②協議会の運営等、専門職団体・関係機関の協力・連携強化のために関係者のコーディネートを行う業務、を実施するよう努めることが必要である。
- 上記①②の業務及び家庭裁判所からの意見照会への対応を実施する機関として、市町村は「中核機関」を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報を扱う観点から、「中核機関」の職員に守秘義務を課すことが必要である。
- 市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等を行うための会議体を設置できるようにすることが必要である。併せて、個人情報を扱う観点から、会議体の構成員に守秘義務を課すことが必要である。

○ 規制改革実施計画(令和7年6月)

本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討し、令和7年度に結論を出し、結論を得次第、所要の措置を講ずべきとの方針が示された。